

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための 臨時措置に関する法律第 7 条第 1 項に規定する説明書類

湘南農業協同組合（代表理事組合長 布施 喜英）は、農業及び地域金融における円滑な資金供給を最も重要な社会的役割の一つと位置づけ、その実現に向けて取り組んでおります。

今般、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」（以下、「金融円滑化法」という。）に基づき、当組合の金融円滑化にかかる措置の実施状況について公表いたします。

金融円滑化にかかる実施状況は、下記の資料を参照願います。

第 1 内閣府令・農林水産省令第 6 条第 1 項第 1 号に規定する法第 4 条及び第 5 条の規定に基づく措置の実施に関する方針

第 2 内閣府令・農林水産省令第 6 条第 1 項第 2 号に規定する法第 4 条及び第 5 条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制の概要

第 3 内閣府令・農林水産省令第 6 条第 1 項第 3 号に規定する法第 4 条及び第 5 条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要

第 4 内閣府令・農林水産省令第 6 条第 1 項第 4 号に規定する法第 4 条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

第 5 法第 4 条に基づく措置の実施状況

第 6 法第 5 条に基づく措置の実施状況

第 1 内閣府令・農林水産省令第 6 条第 1 項第 1 号に規定する法第 4 条及び第 5 条の規定に基づく措置の実施に関する方針

当組合では、金融の円滑化に関する基本方針を定めた「金融円滑化にかかる基本方針」を、以下のとおり制定しております。

金融円滑化にかかる基本方針

湘南農業協同組合（以下、「当組合」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、金融円滑化にかかる基本方針（以下、「本方針」といいます。）を次のとおり定めるものとします。

1 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特

性及び事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。

- 2 当組合は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めます。
また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めます。
- 3 当組合は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験・知識等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めます。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
- 4 当組合は、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談、要望及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めます。
- 5 中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律への対応
 - (1) 農業事業者、中小事業者および住宅ローンご利用のお客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
 - (2) 当組合は、その際、他の金融機関や日本政策金融公庫、住宅金融支援機構、農業信用基金協会等との緊密な連携を図るよう努めます。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
- 6 金融円滑化管理に関する態勢
当組合は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、下記における態勢を整備いたしております。
 - (1) 組合長、専務、常務、参事、関係部署の長を構成員とする「金融円滑化管理委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
 - (2) 常務を「金融円滑化管理責任者」として、当組合全体における本方針や本方針に基づく施策の徹底に努めます。
 - (3) 各支所（店）に「金融円滑化管理者」を設置し、各支所（店）における本方針や本方針に基づく施策の徹底に努めます。
- 7 当組合は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

附則

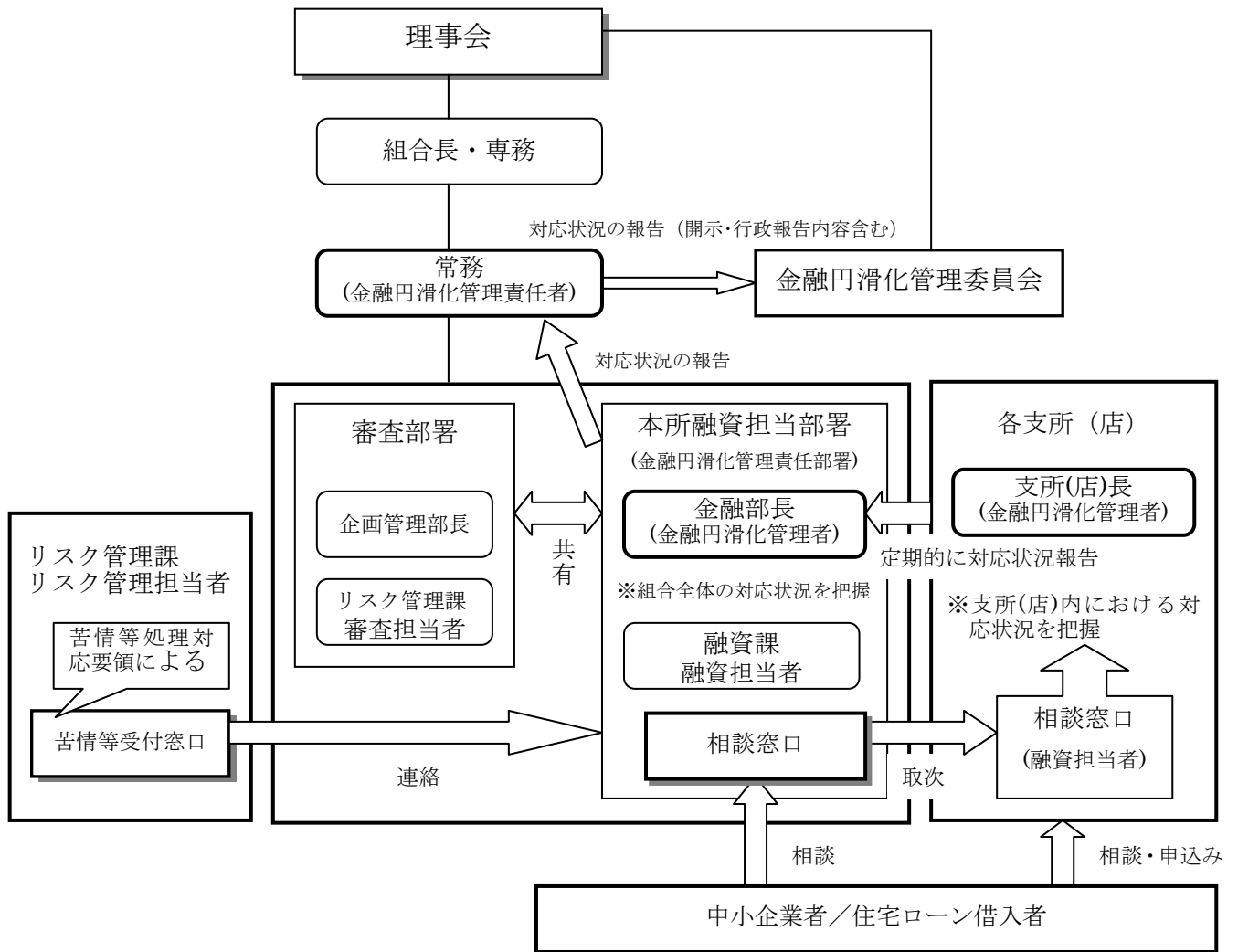
この方針は、平成 22 年 2 月 1 日から施行する。

第 2 内閣府令・農林水産省令第 6 条第 1 項第 2 号に規定する法第 4 条及び第 5 条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制の概要

当組合では、金融円滑化法第 4 条及び第 5 条の規定に基づく対応措置を適切に把握し対応するため、以下の体制を整備しております。

- (1) 組合長、専務、常務、参事、関係部署の長を構成員とする「金融円滑化管理委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議することとしております。また、協議内容については、定期的に理事会へ報告することとしております。
- (2) 常務を「金融円滑化管理責任者」とし、また、融資担当部署を「金融円滑化管理責任部署」として、当組合全体の金融円滑化にかかる対応状況を把握することとしております。
- (3) 各支所（店）に「金融円滑化管理者」を設置し、各支所（店）における金融円滑化にかかる対応状況を把握するとともに、融資担当部署へ報告することとしております。
- (4) 各支所（店）では、金融円滑化にかかる取引の実施状況について、記録を作成し、当該記録は5年間保存することとしております。

中小企業者等金融円滑化法対応にかかる全体の管理態勢



第3 内閣府令・農林水産省令第6条第1項第3号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要

当組合では、お客様からのお借入条件の変更等にかかる苦情相談を適切に行うため、以下のとおり体制を整備しております。

- (1) お客様からの、金融円滑化にかかるご相談を融資担当部署に設置しているほか、各支所（店）においても承っております。
- (2) お客様からの、当組合の金融円滑化にかかる措置に対する苦情については、リスク管理部署に

苦情等受付窓口を設置しております。

また、各支所（店）で苦情を受けた場合には、当組合所定の手続きに従って、速やかにリスク管理部署に連絡をし、リスク管理部署と各支所（店）ならびに金融円滑化管理責任部署が連携のうえ、適切な対応を実施する体制を整備しております。

第4 内閣府令・農林水産省令第6条第1項第4号に規定する法第4条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

当組合では、農業事業者や中小事業者のお客さまに対する経営相談、経営改善支援等を適切に行うため、以下のとおり体制を整備しております。

- (1) 金融円滑化管理責任部署を中心に、お借入条件の変更等を行ったお客さまの経営状況や経営改善計画の進捗状況を継続的に把握し、必要に応じて経営改善又は再生のための助言等を行う等、お客さまへの支援について真摯に取り組みます。
- (2) 特に、農業事業者のお客さまに関しては、当組合の営農部門とも連携し、経営相談等行う体制を整備しております。
- (3) また、経営相談、経営改善・再生のための支援能力向上のため、当組合職員に対し、必要な研修・指導を行っております。

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

(債務者が中小企業者である場合)

(金額単位：百万円)

	平成21年12月末		平成22年3月末	
	件数	金額	件数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額			4	68
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の額				
うち、実行に係る貸付債権の額				
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額				
うち、農業信用基金協会又は漁業信用基金協会が借換資金の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額				
うち、謝絶に係る貸付債権の額				
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額				
うち、農業信用基金協会又は漁業信用基金協会が借換資金の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額				
うち、審査中の貸付債権の額				
うち、取下げに係る貸付債権の額				
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の額			4	68
うち、実行に係る貸付債権の額				
うち、謝絶に係る貸付債権の額				
うち、信用保証協会等が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額				
うち、審査中の貸付債権の額			4	68
うち、取下げに係る貸付債権の額				

(債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合)

(金額単位：百万円)

	平成21年12月末		平成22年3月末	
	件数	金額	件数	金額
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額				
うち、実行に係る貸付債権の額				
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額				
うち、農業信用基金協会又は漁業信用基金協会が借換資金の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額				
うち、謝絶に係る貸付債権の額				
うち、他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の額				
うち、審査中の貸付債権の額				
うち、取下げに係る貸付債権の額				

第6 法第5条に基づく措置の実施状況

(債務者が住宅資金借入者である場合)

(金額単位：百万円)

	平成21年12月末		平成22年3月末	
	件数	金額	件数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額			2	39
うち、実行に係る貸付債権の額				
うち、謝絶に係る貸付債権の額				
うち、審査中の貸付債権の額			2	39
うち、取下げに係る貸付債権の額				

(注) 法第4条および第5条に基づく措置の実施状況における、「貸付けの条件の変更等」の定義等は、「農水産業協同組合に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令」に基づいて計上しております。